

## 会 議 録

会議の名称	平成31年度第2回東大和市国民健康保険運営協議会
日 時	令和2年1月21日（火） 午後1時15分から
会 場	東大和市役所 会議棟 第1・2会議室
出 席 者	運営協議会委員14名（欠席3名） 市長、市民部長、保険年金課長 事務局3名  合計20名
公 開 等 非 公 開	会議録等の 全部 秘密会の議決 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 非公開議決 一部
傍 聴 人	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
会 議 次 第	日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（諮問） 日程第2 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号及び第2号）について 日程第3 その他
会議の記録	別紙会議録のとおり
備 考	

尾崎会長	<p>皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しいところ、第2回国民健康保険運営協議会ということで、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。</p> <p>〈開会についてのごあいさつ〉</p> <p>早速ですけれども、8月1日、新しく就任されております辻亮作委員さんが前回みえられなかったので、今回改めて就任のごあいさつを頂戴したいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>〈委員よりごあいさつ〉</p>
尾崎会長	<p>どうもありがとうございました。それでは、本日の出席委員を発表いただけますか。</p>
事務局	<p>本日の出席委員でございますが、委員総数17名中、出席委員14名でございます。また、東大和市国民健康保険条例第2条に定めます各選出区分からご出席をいただいておりますので、東大和市国民健康保険運営協議会規則第7条により会議は成立しておりますので、お知らせいたします。</p>
尾崎会長	<p>どうもありがとうございました。次に議事録署名人の指名をさせていただきます。</p> <p>〈議事録署名人を指名〉</p> <p>それでは、お手元にお配りしております次第によりまして進めさせていただきます。まず初めに、「日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（諮問）」についてよろしくお願いいたします。</p>
尾崎市長	<p>東大和市国民健康保険運営協議会会長、尾崎義美様。東大和市長、尾崎保夫。東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（諮問）。このことについて、東大和市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会に別紙の事項について諮問</p>

尾崎会長	<p>いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま、事務局からお配りいただいたと思いますけれども、諮問いただきました市長から一言ごあいさつをお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
尾崎市長	<p>皆さん、こんにちは。尾崎でございます。本日は、大変お忙しい中、東大和市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より、市の国民健康保険事業に、ご理解・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。国民健康保険制度を安定的に運営していくための広域化が平成30年度から実施され、財政健全化に向けた取り組みも3年目を迎えます。令和2年度におきましても、財政健全化計画に基づく保険税率等の改定が必要となりますことから、委員の皆さまに改めてご審議をお願いするものであります。委員の皆様からは、例年、保険税率等の改定に係る慎重審議を賜り、お陰様をもちまして、当市におけます国民健康保険の赤字補填の繰り入れは着実に削減されております。引き続き市では、保険事業等の一層の取り組みにより医療費の適正化や保険税の急増抑制に資する取り組みを行ってまいりますので、皆様方のお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>結びに、本日お集まりの皆さまのご健勝を祈念申し上げまして、私からのごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。</p>
尾崎会長	<p>どうもありがとうございました。市長はこのあと公務ということで、退席されます。</p>
村上部長	<p>それでは、諮問の内容について事務局説明をお願いします。</p> <p>それでは、私から、今、お配りいたしました諮問書の内容につ</p>

きまして、説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、諮問理由をご覧ください。

国民健康保険につきましては、制度を持続可能なものとし、安定的に運営していくために、平成30年度から都道府県を財政運営の責任主体とする広域化が実施されました。また、国民健康保険財政の健全性を確保することから、国からは一般会計からの赤字補填繰入れの解消を強く求められております。

市では、平成30年3月に東京都国民健康保険運営方針に基づく財政健全化計画を策定し、国民健康保険税の急増を抑制するために国が設置した特例基金の期限となる令和5年度までに、一般会計からの赤字補填繰入れを解消する取組を行っております。

この財政健全化計画に基づきまして、令和2年度において必要となる国民健康保険税の税率等について、次のとおり改定するものであります。

2 諮問事項でございます。(1) 税率等について、ア基礎課税額の税率等。所得割につきましては、100分の6.28を100分の6.60に改めるものでございます。被保険者均等割につきましては、被保険者1人につきまして29,700円を31,700円に改めるものでございます。

イの後期高齢者支援金等課税額の税率等でございます。所得割につきましては、100分の1.91を100分の2.05に改めるものでございます。被保険者均等割につきましては、被保険者1人について9,200円を10,100円に改めるものでございます。

ウの介護納付金課税額の税率等でございます。均等割につきましては、100分の1.93を100分の1.94に改めるもの

でございます。被保険者均等割につきましては、被保険者1人について10,800円を11,000円に改めるものでございます。

エといたしまして、令和2年度税制改正大綱に伴う対応でございます。令和元年12月20日に「令和2年度税制改正の大綱」が閣議決定され、令和2年度より、以下のとおり改正される予定でございます。

一つ目、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額について61万円を63万円に改めるものでございます。国民健康保険税の介護納付金課税額に係る課税限度額につきましては、16万円を17万円に改めるものでございます。均等割の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額につきましては、28万円を28.5万円に改めるものでございます。均等割の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額について、51万円を52万円に改めるものでございます。

ただいま申し上げました「令和2年度税制改正の大綱」の閣議決定に基づきまして、関連法令が年度末に改正された際には、市において同様の改正を行い、以下のとおり改定するものでございます。

基礎課税額所得割100分の6.60を100分の6.57に改めるものでございます。基礎課税限度額61万円を63万円に改めるものでございます。介護納付金所得割100分の1.94を100分の1.93に改めるものでございます。介護納付金課税額限度額16万円を17万円に改めるものでございます。

(2)の改定時期につきましては、令和2年4月1日から改定

<p>尾崎会長</p> <p>岩野課長</p>	<p>をするものでございます。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたしますします。</p> <p>どうもありがとうございました。それでは、詳細につきましては、事務局から資料の説明をお願いいたします。</p> <p>皆様、こんにちは。保険年金課長の岩野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐縮ですが、ここからは、着座にて説明させていただきます。説明に入ります前に、お手元の資料等の確認をさせていただきます。お手元には、本日の次第、それからA4横の運営協議会の資料。それから、先ほどお配りさせていただきました諮問書の写し。また、この諮問に係ります「東大和市国民健康保険税の税率等の改定について」の諮問に関する資料。以上4点あるかと思いますが、皆様でございますでしょうか。不足等ございましたら、挙手していただければ、事務局がお持ちいたします。よろしいでしょうか。それでは、先ほど諮問させていただきました内容につきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>はじめに、今年度も、保険税率改定にかかる諮問をさせていただくことになるのですが、なぜ、このような保険税率の改定が必要となるのか、その背景となります、国民健康保険の広域化を含めました制度改革につきまして、今年度より新しく委員になられた方がお三方いらっしゃいますので、概要につきまして説明させていただきたいと思っております。</p> <p>他の委員の皆様におかれましては、既にご承知の内容となりますが、再確認の意味も込めまして、お時間を頂きますようお願いいたします。</p>
-------------------------	---

それでは、この平成31年度第2回東大和市国民健康保険運営協議会資料A4横の資料をお手元にご用意ください。表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。「国保制度改革の概要（運営の在り方の見直し）」の資料でございます。下段に、改革前と改革後の比較が示されております。左側の改革前をご覧ください。平成29年度までは、国民健康保険は市町村を保険者といたしまして、制度の運営を行ってまいりました。しかしながら、国民健康保険の加入者を、他の公的医療保険に加入されていない方としておりますことから、他の公的医療保険の保険者と比較いたしまして、構造的な問題を孕むこととなりました。

このことは、左下の枠の中に記載されておりますとおり、例えば年齢が高く医療費水準が高い、低所得者が多い、小規模保険者が多いといった点があることから、財政面では脆弱な運営となっている保険者が多数ございました。こうした課題を解消するために、矢印の中ほどに記されておりますとおり、国の財政支援を拡充いたしまして、また、保険者を都道府県単位化、いわゆる広域化することで都道府県が、国保の運営に中心的な役割、財政運営の責任主体となることとなりました。

矢印の先となります、改革後をご覧ください。東京都で申しますと、市区町村と東京都が共同で保険者となり、役割分担して、国民健康保険制度の運営を行っていくこととなりました。

保険給付に関する費用につきましては、全額、東京都から市区町村に支払われますが、市区町村は、東京都に国民健康保険事業費納付金を納めることとなりました。

この国民健康保険事業費納付金の主な財源につきましては、保険税を充当することとなっておりますが、東京都のほとんどの市

区町村では、現状の税率にて納められます保険税だけでは、納付金を賄いきれず、そのため、不足分を、国民健康保険とは異なる財源となります、一般会計から繰り入れまして、その不足分を補填、いわゆる赤字補填しているのが現状でございます。

当市におきましても、同様の財源補填を行っております、こうした一般会計からの赤字補填の繰入れ額につきましては、国民健康保険加入者以外の方の市税が含まれますことから、国から、強く解消を求められており、当市におきましても、計画的に国民健康保険税率の見直し等を行いまして、赤字補填繰入の解消に取り組んでいるところでございます。

都道府県と市町村の役割分担につきましては、上段をご覧ください。一つ目といたしまして、都道府県の役割であります。その下、はじめの黒点なのですけれども、先ほどご説明いたしました内容のものとなります。

二つ目の黒点につきましては、現在、東京都におきましても、保険税算定基準が統一されたものではございませんが、今後、同一の都道府県内におきましては、保険税負担の平準化を進めるために、市町村には、本来求められる保険税率を、市町村ごとの標準保険料率ということで提示されることになっております。

三つ目の黒点は、都道府県は、国民健康保険の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進とございます。東京都におきましても、平成29年12月に、東京都国民健康保険運営方針を定めまして、ここに市区町村による国保財政健全化計画策定について記されておりますことから、市において、平成30年3月に国保財政健全化計画を策定いたしまして、この計画に基づいて、赤字補填繰入の解消に取り組んでいるところでございま



す。

次に二つ目でございますが、市町村の役割ということで、広域化前と同様の市民の皆様との窓口業務を主に担うこととなっております。

1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。国民健康保険の広域化の根拠となります法律の概要です。

1といたしまして、国民健康保険の安定化でございます。先ほど、国民健康保険の財政改革に対する、国の財政支援の拡充についてふれさせていただきましたが、その財政支援の拡充について、一つ目の丸にございまして、毎年度約3,400億円の国費が充てられております。また、その国からの公費拡充の財源といたしまして、ふれておきたいのが、2の後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入でございます。会社等にお勤めの方の被用者保険につきましては、後期高齢者支援金を負担する制度が見直しされまして、これが全面総報酬割の実施とあるものなのですが、これによって、給与・賞与、これらの水準の高い被用者保険が多くの拠出金を負担することになります。これに伴いまして生じた国費を、優先的に国民健康保険の財政支援に充てることとなっております。こうした背景もあることから、国から国民健康保険の財政健全化を求められているところでございます。このA4横の資料の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、諮問に関するこのA4縦の資料をお手元にご用意ください。改めまして、令和2年度国民健康保険税の税率等の改定案につきまして、ご説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただき、1ページをご覧ください。

1の令和2年度国民健康保険事業費納付金につきましては、2

4億6,302万4,892円と算定されました。

2の市の標準保険料率についてであります。表の上段には、東京都が、各市区町村の所得水準に応じて算出したしまた応能応益割を使用いたしまして、東京都の一律の基準により算定した当市の令和2年度標準保険料率を記載してございます。表の最下欄にて、現在の市の保険税率等との比較をしておりますので、ご覧ください。

続きまして、3の財政健全化計画に基づく国民健康保険税の改定率の考え方でございます。市では、一般会計からの赤字補填の繰入金を、保険税急増の激変緩和措置のために国が設けた特例基金のある令和5年度までに解消することといたしまして、医療費の適正化への取組等と合せて国民健康保険税の税率等を見直す財政健全化計画を、平成30年3月に策定したことにつきましては、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

これに基づきまして、国民健康保険の税率等につきましては、各年度の赤字補填の繰入れ額を、特例基金が設けられております残期間で除した額分を解消する改定を行ってございます。

広域化初年度の平成30年度につきましては6.25%の増改定でありましたが、平成31年度につきましては、確定前期高齢者交付金の精算額分を一般財源にて負担する特例措置を行いまして、その結果6.08%の増改定と、改定幅を抑制することができました。

続きまして、4の令和2年度の国民健康保険税の改定率であります。

1でご説明いたしましたとおり、令和2年度における東京都が示した納付金額は約24億6,302万円です。これを現

在の保険税率等で積算いたしますと、不足額は約3億5,767万円となりました。歳入・歳出の内訳につきましては、4ページに記載しておりますので、後程ご覧いただければと存じます。

2ページをご覧ください。この不足額を、激変緩和措置の特例基金が設けられております残期間4年で解消する場合、令和2年度の一人当たり国民健康保険税改定率は、5.45%の増改定となります。算出の詳細につきましては、5ページから6ページにかけて記載しておりますので、後程ご覧いただければと存じます。

それでは、2ページを引き続きご覧ください。5の課税限度額の引き上げでございます。市の現在の課税限度額は96万円であります。国は令和2年度の法定課税限度額につきまして、基礎課税額分を2万円引き上げ、介護納付金課税額分を1万円の引き上げを検討してございます。これが制度化された場合は、同様の改定を検討いたします。課税限度額を引き上げることによりまして、高額所得者層からの保険税歳入が増加いたします。その分、保険税率が抑制されまして、中間所得者層の保険税負担が軽減されることとなります。詳細につきましては、6ページを後程ご覧いただければと存じます。

6の低所得者層への配慮についてであります。応能割と応益割の割合につきましては、一定の配慮を行いつつ、被保険者均等割につきましては、隣接市の均等割の税額との乖離を考慮した改定を行います。結果といたしまして、応能応益の割合といたしましては、応能割（所得割）が63.4%、応益割（被保険者均等割）が36.6%となります。

平成31年度が64%と36%ですので、それぞれ0.6ポイ

ントの増減となります。応能応益割を見直した背景といたしましては、今後予定されております、社会保険の適用拡大や国の税制改正といった制度改正の動向を注視したためのものであります。

この制度改正によりまして、比較的所得のある被保険者が国民健康保険から抜ける等により、所得割の保険税収入が減少することが見込まれます。現在の応能応益割を維持していきまると、国民健康保険に残られました比較的所得のある被保険者に対しまして、これまで以上の税負担を求める必要が出てきます。

国民健康保険には、所得が一定基準以下の世帯を対象といたしました、被保険者均等割の軽減制度がありますが、この軽減制度に該当しない世帯につきましては、所得割増の影響が大きくなることから、将来的な保険税収入全体への影響もふまえて、少しずつ、応能応益の割合を見直していく必要があるかと考えております。

なお、被保険者均等割の7割、5割、2割の軽減制度につきましては、対象となる軽減判定所得が、令和2年度におきましても、5割軽減、2割軽減の基準において見直しが行われる予定でございます。対象世帯が拡大される予定でございます。

被保険者均等割につきましては、参考で、隣接市の被保険者均等割計の一覧を示させていただいております。この一覧で示されておりますとおり、平成31年度におきまして、隣接市の中でも低い水準となっておりますことから、隣接4市の平均との乖離の幅を見ながら算出してまいりたい、と考えております。

続きまして、7の国民健康保険急増の抑制に向けた取組であります。(1)といたしまして、保険事業等の継続的な取組によります医療費の適正化であります。一つ目といたしまして、糖尿病

等重症化予防事業等の保険事業につきまして、こちらにつきましては医師会様との連携を深めて、将来的な医療費の適正化に資するものとして積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。二つ目といたしまして、東大和市 Rond みんなの体育館との連携事業や、お薬カレンダー、残薬バッグの活用を継続してまいります。

3 ページになります。(2) といたしまして、独居高齢者に対する特定健康診査の受診勧奨対策でございます。こちらは、令和2年度に新規に取り組むものでございます。特定健康診査の未受診者に対する受診勧奨につきましては、例年実施しているものでございますが、改めて、特に独居高齢者に対して、通知内容を特化することによって、受診率の向上、当該者の引きこもりの解消を図ることを企図したいと、このように考えてございます。

(3) といたしまして、交付金の活用等でございます。一つ目といたしまして、これまでと同様に、保険者努力支援制度等で得られます交付金を、保険税急増の抑制に活用いたします。二つ目といたしまして、令和2年度からの新規のものとなります。東京都の補助金の評価基準の見直しに伴うものでございます。東京都の補助金につきましては、令和2年度より評価の見直しが行われまして、特定健康診査の受診率、糖尿病重症化予防の取組、および、国民健康保険税の収納率等によりまして、補助金額が算定されることとなります。このことによって、増額が見込まれます東京都の補助金を、保険税急増の抑制に活用するというものでございまして、効果額といたしましては、3,000万円を見込んでございます。

(4) といたしまして、保険税率改定積算上の収納率の見直し

でございます。保険税収納率につきましては、向上に向けた各種取組が成果を上げてきておりますことから、保険税率改定の積算に使用する収納率を、下表のとおり、現年分収納率の直近過去3年度の最高値となります94.6%を用いまして、保険税急増の抑制を図ります。効果といたしましては約3,400万円と見込んでございます。

8の今後のスケジュールでございますが、2月3日に市国民健康保険運営協議会からの保険税率等の答申を、理事宛てに提出する予定でございます。

続きまして、2枚おめくりいただきまして、7ページをご覧ください。このたびご説明いたしました内容に基づきます国民健康保険税の改定の概要を一覧にまとめたものを、お示しさせていただきました。（1）国民健康保険税の税率等の改定内容について、表の最下段、被保険者均等割計欄をご覧ください。隣接市の税額等の乖離を考慮した結果なのですが、被保険者均等割は、基礎、後期、介護の総計で52,800円と、平成31年度比で3,100円の増となります。

また表の下の※印をご覧ください。令和2年度税制改正の大綱に基づきます関連法令の改正に合わせまして、法定課税限度額が引き上げられた場合、先ほどご説明いたしましたとおり、高額所得者層からの保険税歳入が増加します。その分、保険税率を抑制いたしまして、中間所得者層の保険税負担を軽減することといたします。具体的には、基礎課税額の所得割を100分の6.60から100分の6.57に、介護納付金課税額の所得割を、100分の1.94から100分の1.93に改定いたします。

（2）、（3）につきましては、これまでの説明のとおりでござ

<p>尾崎会長</p>	<p>ございます。</p> <p>次ページ以降は、縦長のA3版を横にして折り込んだものとなりますが、国民健康保険税の税率等の改定案と現行との、モデルケースの世帯別、総所得階層別の比較表を参考といたしまして添付しておりますので、後ほどご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。令和2年度におきます国民健康保険税の税率等の改定につきまして、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>どうもありがとうございました。ここで委員の皆さんから、ご質問又は保険税の改定についてのお考えをお伺いしたいと存じます。いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>座ったままで失礼します。国民健康保険の財政健全化プランによる税率改定ということなのですが、今、市の説明を聞かせていただきました。資料1ページによりますと、保険税改定率が6.25%。今年度、平成31年度は6.08%ということでありました。それで令和2年度は、資料3ページの(3)で、新規で東京都の補助金が3,000万円活用できて、(4)では、積算に用いる収納率を見直すことで、約3,400万円の効果を見込んでいるという計算をした結果、改定率が5.45%となったということで、よろしいでしょうか。こうしてみると、市は保険者として補助金の活用や収納率の改善によって、改定率の上げ幅を低くする努力を行っていることから、私はこの制度は評価をできるものと思います。私の考えではありますが、一般会計から赤字を全部繰入れることによって、国保加入者以外の方の市税が投入されているわけではありますが、赤字補填の繰り入れを解消す</p>

	<p>ることで、健全な財政運営を行うことができ、そもそもあるべき制度運営だと思います。被保険者の方々にとりまして、負担が増えるものであり、均等割の割合が若干増えることにはなりますが、今後所得のある方がますます減少していく国保の将来を鑑みると、所得がある方ばかりに負担を押し付けて良いのかということをお私には思っているわけでありまして。それでもまだ、隣接市の均等割の平均から開きがあり、東大和市はまだ低い水準にあるわけですから今回の改定について、諮問のとおりで良いというのが、私の考えであります。</p>
<p>尾崎会長 委員</p>	<p>どうもありがとうございました。ほかに。</p> <p>このあと4年間で解消ということですが、4回もあるわけですね。もしこれが通ったとして、そのあと最後にもう1回上げるという可能性もあるのですか。</p>
<p>尾崎会長 岩野課長</p>	<p>では、そのことにつきまして、お願いします。</p> <p>はい、令和5年度まで、その時の納付金額を確認しながら、1年ずつ赤字解消をしていくという考えでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>いつになったら解消するのですか。</p>
<p>村上部長</p>	<p>平成29年度時点で、約7億円の一般会計の繰入れをしていました。30年度になり、広域化になりまして、その時に国から特例基金という形で、保険税が急激に上がってきってしまうものについての激変緩和という、特別なお金が入ってきたのですけれども、そういった形が6年間続くわけですね。6年間で解消、その激変緩和のお金がなくなってしまうので、私どもはその7億の金額を、6年間で解消していこうという考え方で、その足りない分を、1年目は6分の1、2年目は5分の1という形で毎年毎年やってきて、今年度は3年目ですから、その残りの残余期間で4</p>



	<p>年間ですか、その部分で削っていく。来年についてもおそらく、先ほど1ページ目の2でご覧いただきましたように、令和2年度の標準保険料率と、市の保険税率というのはまだ乖離がございますので、こちらに近づけていくためには、当然また改定を行っていかねばいけないということになりますので、まだあと今回を含めて4回の改定が赤字繰り入れの解消のためには、必要だということでございます。以上でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>尾崎会長</p>	<p>よろしいですか。ほかに。はい、お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>これから毎年上げていくという形のところを、市民の方たちにもっとアピールしていったほうが良いのかなというのがまず1点。あと実際に市としてもこれだけの努力という形で、納付、収納率がある程度一定基準を超えていれば、その分インセンティブが受けられますよね。そういう形で努力していると、両方を出しつつ、何かもっと広報をしていったほうが良いのではないかなと。結局4年間はずっと上がっていく体であるわけではないですか。そこはもう、皆さんにやむを得ないのだなというように理解をしてもらうということを、今後周知していかないといけないのかなというところは思ったので、それはお願いします。</p>
<p>尾崎会長</p>	<p>ただ今の周知の徹底といいますか。どうでしょうか。</p>
<p>村上部長</p>	<p>周知の徹底につきましては、ここ2年間、広域化になって改定をしてきたわけですが、それを市民の皆様にも周知させる意味で、加入者だけでなく全世帯向けに、国保だよりという形で、配布をさせていただいております。去年は年間1回だったのですけれども、今年は春と秋の年間2回行っております。当然、今度改定を行ったときには、今年の5月頃に、改定率が4月に</p>

	<p>ますと、5月頃には先ほど課長から説明がありましたように、他の被保険者のお金から国民健康保険につき込まれているということと、あとは今仰っていましたような、市としても保険者努力という形で収納率を上げたり、そういう形で保険税の抑制のためにやっているということをアピールした冊子は、作りたいと思っています。ですので、全世帯向けのチラシを、国保だけの方にお知らせするのではなくて、そのほかの市民全員に、国保以外の方には、自分たちの税金から国保のところにお金が入っているのだということがわかるような、そういった資料やお知らせをお作りして、市民の皆様にはお知らせしようかなと思っています。</p>
委員	<p>納付されている方たちとしては、毎年上がっていくというのが現状としてあるので、それはやむを得ないというように理解してもらえないのかなと。そこを強くアピールするほうが良いのかなと個人的に思ったので。</p>
村上部長	<p>全国的に国民健康保険が今、都道府県単位の国保になったのですけれども、当市のように一般会計からの赤字繰入をしているところが、全国で2割です。8割の保険者は、すでに赤字繰入をしていないという現状がありまして、赤字繰入をしているところは、東京と神奈川と埼玉の自治体、あと沖縄などがやっていますけれども、そういった形の団体だけです。8割の被保険者は一般会計からの繰入は行っていないという状況もございますので、そうしたことも、国保の現状についてお知らせをしていかなければいけないのかなと考えております。</p>
岩野課長	<p>国保だよりで、インセンティブというよりも、糖尿病重症化予防事業ですとか、ジェネリック医薬品の差額通知等事業で得られた差額効果ですとか、そういうものに関しては、今もお知らせは</p>

<p>尾崎会長</p>	<p>しているところでございますので、引き続きそのあたりの徹底周知、進めていきたいと考えてございます。</p> <p>ほかにどうですか。この場でできるだけ多くの皆様から、ご意見をお伺いしたいところなのですけれども。いかがでしょうか。ほかに国保に加入されている委員の皆様、ご意見いかがですか。実際にこれだけ上がっていく。少しずつ。よろしいですか。はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、無いようでございますので、今日先ほどいただきましたこの意見を踏まえて、今後の答申の案の参考にしていきたいと思えます。また、今回の諮問内容については、ぜひ持ち帰っていただき、じっくりとご覧いただきまして、ご意見などあれば、事務局までご連絡をいただけますでしょうか。1月31日ということで次回の開催が決まっていますので、月曜日の1月27日までに見ていただきまして、何か思い付くこととか、これはというのがありましたら、ぜひ事務局までご連絡をいただきたいと思えます。答申の案をまとめる兼ね合いもありますので、そのところはぜひよろしく願いいたします。</p> <p>今申し上げましたが、次回の運営協議会を、1月31日午後開催する予定とさせていただいておりますので、ここで皆様方からいただいたご意見をまとめまして、次回でお諮りしたいと考えております。ということで、日程第1につきましては、東大和市国民健康保険税の税率等の改定についてという諮問については、終了とさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では終了とさせていただきます。</p> <p>次に、「日程第2 平成31年度東大和市国民健康保険事業特</p>
-------------	--

岩野課長

別会計補正予算（第1号および第2号）について（報告）」について、事務局から説明をお願いいたします。

では、委員の皆様、こちらの資料の3ページをご覧ください。

「日程第2 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号および第2号）について」ご報告申し上げます。資料3ページで、平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）歳入・歳出集計表がございますので、ご覧ください。

補正予算第1号につきましては、9月に開催されました、令和元年第3回市議会定例会におきまして提案させていただき、議決されております。

内容につきましてご説明申し上げます。まず全体の補正額でございます。表の1番下の歳入合計欄、および歳出合計欄の補正額の欄をご覧ください。歳入、歳出それぞれ2億2,421万5千円となっております。

はじめに、左側の表、歳入でございます。第5款、繰入金補正額、361万3千円につきましては、窓口業務等委託に係る平成31年度分の費用を、一般会計から繰入れるものでございます。第6款、繰越金補正額。2億2,060万2千円につきましては、平成30年度の決算に伴いまして、歳計剰余金が確定いたしましたことから、前年度繰越金を増額したものでございます。以上のようにいたしまして、歳入補正額は、2億2,421万5千円を増額したものでございます。

次に右側の表、歳出でございます。第1款、総務費補正額、361万3千円につきましては、先ほどご説明いたしました窓口業務等委託料に係る平成31年度分の費用を増額したものでござい

ます。続きまして第6款、諸支出金補正額、2億2,060万2千円につきましては、平成30年度の精算に伴います東京都への返還金79万円、一般会計への繰出金約2,500万円、国民健康保険事業運営基金への積立金約1億9,500万円の合計額を増額したものでございます。なお、基金への積立額につきましては、今後まだ変動が見込まれておりますので、最終的な積立額につきましては、改めてご報告させていただきます。

以上のようにいたしまして、歳出の補正額は2億2,421万5千円を増額したものでございます。これによりまして、補正後の歳入・歳出それぞれの予算総額が、89億9,339万9千円となりました。以上が補正予算第1号の説明でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、4ページ。平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の歳入・歳出集計表をご覧ください。

補正予算第2号につきましては、12月に開催されました、令和元年第4回市議会定例会におきまして提案させていただき、議決されております。

内容につきましてご説明申し上げます。全体の補正額でございますが、表の1番下、歳入合計欄、および歳出合計欄の補正額の欄をご覧ください。歳入、歳出それぞれ455万円の増額となっております。

左側の表、歳入でございます。第5款の繰入金補正額、455万円につきましては、職員の給与改定及び人事異動等に伴います職員人件費の増額分、及び国民健康保険税に係る還付金等の増額分を一般会計から繰入れるものでございます。

次に右側の表、歳出でございます。第1款、総務費補正額35

<p>尾崎会長</p>	<p>5万円につきましては、職員手当等の補正につきまして、総務管理費を増額するものでございます。続きまして第6款、諸支出金補正額100万円につきましては、国民健康保険税還付金等の補正につきまして、償還金及び還付加算金を増額するものでございます。</p> <p>以上のようにいたしまして、歳出の補正額は、455万円を増額したものでございます。これによりまして、補正後の歳入、歳出それぞれの予算総額は、89億9,794万9千円となりました。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。それではこのことにつきまして、ご質問を受けたいと思います。委員の皆様、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。ご意見がないようですので、「日程第2 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号及び第2号）について（報告）」を終了とさせていただきます。</p> <p>それでは最後に「日程第3 その他」として、事務局から何かありますか。どうぞ。</p>
<p>岩野課長</p>	<p>事務局より1点、ご報告をさせていただきます。前回8月の運営協議会で、平成30年度の特定保健指導の利用率が約7%と低い値となったことにつきまして、ご報告をいたしました。その後、医師会様のご協力ですとか、国保だよりの活用等によりまして、利用率が改善されましたことをご報告させていただきます。医師会の先生方におかれましては、被保険者が特定健康診査の結果を受け取りに来院した際に、特定保健指導に該当となる方には、市から特定保健指導の案内が来ることをお知らせいただくご協力を賜りました。この場を借りて、御礼申し上げます。国保だ</p>

	<p>よりでも、秋に配布させていただいたもので、特定保健指導について案内させていただいたところでございます。</p> <p>結果といたしまして、平成30年度12月時点での利用者は30名だったのですが、今年度、平成31年度の12月時点での利用者は59名となっております。前回、委員の皆様にご議論いただいた結果として、このように実を結ぶことができましたこと、感謝申し上げますとともに、ご報告をさせていただきました。ありがとうございました。報告は以上でございます。</p>
尾崎会長	<p>はい、ありがとうございます。その他の委員の皆様、ご意見ございますでしょうか。ただいまのことにつきましても。先生方のご協力で、だいぶ増えたみたいですから、本当にありがとうございました。よろしいですか。質問がなければ、「日程第3 その他」を終了とさせていただきます。</p>
委員一同	<p>あと最後の最後で、ないですね。どうも、今日のご審議ありがとうございました。これにて終了とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p>